

退職手当の関し何卒の回答ヲ得ナリシガ本
 年六月ニ至リ勤続奨励金ト称シ職工全員ニ對
 シ各勤続年数ニ應ジ最ニ百九十一円最低ニ四
 ノ範囲内ニ於テ支給シタルガ其際會社側ニ於
 テハ職工等ノ誤解ヲ防グテ特ニ今回ノ奨励
 金支給ハ先年要求セシ退職手当ニアラサル旨
 ヲ附言シタルモ尙來今日ニ至ル迄該手当問題
 ニ就テハ何卒の回答ナキヲ以テ職工等ハ寧ろ
 憤議ノ上會社側ノ意向ヲ確ルルコトニ決定シ
 近日中ニ書面ヲ以テ再ビ要求ヲ提出スル筈ナ
 リシガ昨五日會社東京支店代表社員府藤運
 治郎ニ對シ今社職工ヲ以テ組織スル誠睦會代
 表者向井音五郎ヨリ花記ノ如キ要求書ヲ提出

シタルが目下職工等ハ平日ノ如ク就業シ居リ
 何等不穩ノ行動ナキモ其勤辭注意中

左記

要求書

- 一 退職手当後給施行ヲ求ムルコト
- 二 作業手シハ米價ニ併ニ至ルマデ一日廿錢ノ
支給ヲ受クルコト
- 三 作業助手ニハ三十錢ノ増支給ヲ受クルコト
其他ニ従前ノ分合ヲモ支給ヲ仰グ
- 四 米價ノ相場前記ノ價格以内ニ至リ支給ヲ廢
サレ、後再ビ米價ニ併ニ達シタルトキ
ハ公定相場格付率表ト合時ニ再ビ支給ノ実